

川崎市被保護者金銭管理等支援事業実施委託事業者募集要項

1 事業の趣旨・目的

川崎市被保護者金銭管理等支援事業は、心身の理由により適切な金銭管理及び家計管理を行うことができず、支援を行わなければ生活に支障が生じると認められる被保護者に対して、本事業による支援を実施することで、保護基準の範囲内で安定的な社会生活を営み、意欲や能力を向上させることにより、自立を促進することを目的としています。

令和7年度から令和9年度の3年間の事業実施にあたり、適切な運営が確保できると認められる法人に委託して本事業を実施するため、公募型プロポーザル方式で受託法人の選考を行います。

2 公募に関する事項

(1) 業務の名称

川崎市被保護者金銭管理等支援事業実施委託

(2) 業務内容

川崎市被保護者金銭管理等支援事業実施要綱及び川崎市被保護者金銭管理等支援業務委託仕様書に基づく業務の実施

(3) 契約予定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

(4) 業務委託上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和7年度 84,370,000円

令和8年度 85,645,000円

令和9年度 86,892,000円

合計 256,907,000円

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 担当部署（問い合わせ先・書類送付先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 自立支援担当

メールアドレス 40hogo@city.kawasaki.jp

電話 044-200-3571 / FAX 044-200-3929

(7) 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本事業を的確に遂行する能力を有する者とします。

なお、共同企業体で応募する場合には、提案資格を満たす法人で構成されていることを要します。

- ア 法人格を有すること。
- イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- エ 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他業務」種目「99 その他」で登録が予定されている者であること。ただし、受託の決定にあたっては実際に登録されていることを要します。
- オ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有さない者であること。
- カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- キ 法人又はその代表者が市税を滞納していないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 選考スケジュール

令和7年1月 7日（火）	公募の告知
令和7年1月10日（金）正午	質問書の受付期限
令和7年1月17日（金）	参加意向申出書の提出締切
令和7年1月28日（火）正午	企画提案書の受付期限
令和7年2月14日（金）	委託法人選考委員会
令和7年3月上旬	選考結果通知
令和7年4月1日（火）	契約締結

※詳細は下記の（1）～（4）をご確認ください。

（1）企画提案に関する質問

ア 質問方法

質問書（別紙4）を電子メールで送信してください。

※送信後に担当部署に到達したことを確認してください。

イ 受付期限

令和7年1月10日（金）正午必着

ウ 回答方法

川崎市ホームページ（本委託業務の募集ページ）に掲載します。

(2) 参加意向申出

ア 提出書類

- ① 参加意向申出書（別紙1）
- ② 誓約書（別紙2）

イ 提出方法

郵送または電子メールで提出してください。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で、2（6）の書類送付先にお送りください。

※電子メールで提出する場合は、代表者印の押印のあるもののスキャンデータを送信し、送信後に担当部署に到達したことを確認してください。また、原本を後日郵送してください。

ウ 提出期限

令和7年1月17日（金）必着

エ 参加資格確認通知

提出書類により資格要件に関する審査を行い、審査結果に係る通知書を電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類【データで提出】

前回まで企画提案書は紙媒体で提出していただきましたが、今回からデータでの提出に変更となります。

下記の資料をA4横版・横書きで作成し、PDF形式、パワーポイント形式等で提出してください。

選考委員会での企画提案は、御提出いただいた企画提案書をモニターに映写してプレゼンテーションを行っていただきます。映写は川崎市のPCで行いますので、PCを持参していただく必要はありません。

① 企画提案書（自由形式）

「4 企画提案に関する事項」について、項目順に沿った章立てで、表紙・目次を除き20ページ以内で作成してください。

② 経費見積書

3年間の合計と各年度の見積書について、費目ごとの内訳を示して作成してください。

イ 提出方法

電子メールで提出してください。電子メールでの提出ができない場合は、市のオンラインストレージを利用可能ですので、御相談ください。

送信先アドレス：40hogo@city.kawasaki.jp

ウ 提出期限

令和7年1月28日（火）正午必着

（4）委託法人選考委員会の開催

- ・委託法人選考委員会に御参加いただき、30分以内でプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・詳細については、参加資格確認後に別途通知します。
- ・選考方法については、「6 選考に関する事項」をご確認ください。

4 企画提案に関する事項

次の内容について、仕様書（案）及び川崎市被保護者金銭管理等支援事業実施要綱に定める事業内容をもとに提案をしてください。なお、提案内容については選考後、生活保護・自立支援室と協議のうえ、仕様書に反映するものとし、運營業務の中で実施していただきます。

（1）利用者の現状・役割認識について【10点】

事業利用者の日常生活における自立に向けて、本事業に期待されること及び担うべきことについての考えを述べるとともに、利用者の現状について分析の上、事業において貴法人が果たす役割について考えを述べてください。

（2）財産の保管及び日常生活費の管理支援について【15点】

「仕様書7業務内容（1）財産の保管及び日常生活費の管理支援」について、利用者の日常生活自立に向けて貴法人が考える獲得目標及びそのための支援方法を述べてください。また、支援方法の提案に当たって、貴法人のこれまでの取組実績などがあれば、具体的な例示を挙げてください。

（3）家計の収支改善及び貯蓄支援について【15点】

「仕様書7業務内容（2）家計の収支改善及び貯蓄支援」について、高齢者や障害者等複合的な課題を持った方に向けた支援であることを踏まえ、それぞれの抱える課題や生活実態に応じた支援方法を述べてください。また、支援方法の提案に当たって、貴法人のこれまでの取組実績などがあれば、具体的な例示を挙げてください。

（4）その他の支援について【15点】

「仕様書7業務内容（3）その他の支援」について、仕様書（案）に定める事項やその他必要な支援について、貴法人のこれまでの取組実績などがあれば、具体的な例示を挙げてください。

（5）職員の配置等について【10点】

「仕様書6職員の配置等」について、配置予定数や、支援員に求める資格・経験・雇用形態等のほか、具体的な確保策について述べてください。

(6) 業務従事者の質の向上について【10点】

「仕様書9 支援の実施体制（2）研修の実施」について、従事者の質の向上や人材育成に向けた具体的な取組を述べてください。

(7) 法人概要及び実績について【15点】

貴法人が実施している、本事業と同等の事業（被保護者又は生活困窮者に対する金銭管理支援や生活支援に関する事業）の主な実績について、概要や実績報告書がある場合は、別途その写しを添付の上、成果を提示してください。

また、貴法人のコンプライアンスに対する考え方と取組を示すとともに、過去3年間に違反の事実があった場合には、詳細とそれに対して実施した（する）対策を示してください。

(8) 安全管理について【5点】

安全管理について、危機管理体制、事故が生じた場合の対応手法、利用者の財産や個人情報に関する管理手法、事案発生時の責任の所在について示してください。

(9) 予算見積もりについて【5点】

本事業で雇用する人件費について示すとともに、執行体制とのバランスを考慮し、業務委託上限額の範囲内で経費見積もりを作成の上、提示してください。

※業務委託上限額を超過した場合は、他の項目の点数にかかわらず失格となります。消費税の算定の有無などに留意の上、積算してください。

5 提案内容の評価基準

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗ずるものとします。

6 選考に関する事項

(1) 選考委員

委託法人選考委員会の選考委員は、下記のとおりとします。

- ・健康福祉局生活保護・自立支援室長
- ・健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（自立支援）
- ・健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（保護指導）
- ・健康福祉局地域包括ケア推進室長

・区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長又は副所長（川崎区役所から選任する場合は、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当部長（生活保護担当）とします。）

（２）選考方法

- ・提出された企画提案書と委託法人選考委員会でのプレゼンテーションによる審査を行い、各選考委員による採点を行います。その選考委員会の採点の最高得点事業者を受託予定者として選定します。なお、得点数は、選考委員の合計点で決定します。
- ・最高得点の事業者が複数ある場合は、経費見積額が低い事業者を受託予定者とします。これにより決しない場合は、選考委員の協議により決定します。
- ・応募者が1事業者のみの場合は、当該事業者が基準点（60点×選考委員の人数）を満たした場合に受託予定者として選定します。
- ・審査結果は、業者指名選定委員会での審議を経て、書面にて通知します。

7 その他留意事項

- （１）手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- （２）応募事業者が次の事由のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効となります。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載がある場合
 - ウ 参加意向申出書及び企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （３）提出書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。
- （４）応募に要する費用は応募者の負担とします。
- （５）提出された企画提案書は、川崎市公文書管理規則等の規定に基づき、一定期間保存します。なお、企画提案書について川崎市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、当該企画提案書を提出した事業者に対して、同条例第15条第1項に基づき意見書の提出を求めた上で、開示する範囲を決定します。
- （６）応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙3）を提出してください。
- （７）本事業の契約には契約書の作成を要します。
- （８）受託予定者決定の効果は、川崎市議会定例会における、本事業委託に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。